

Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64③⑩、措令39⑳～㉒、改正法附則47①）	○ 収用等のあった日を含む事業年度前の事業年度において代替資産となるべき資産の取得等をしている場合に同日を含む事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後にされる収用等に係る代替資産となるべき資産について適用されます。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65③、措令39の2⑨、改正法附則47①）	○ 換地処分等のあった日を含む事業年度前の事業年度において代替資産となるべき資産の取得等をしている場合に同日を含む事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後にされる換地処分等に係る代替資産となるべき資産について適用されません。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措令39の4④、改正措令附則1七） (措法65の3①七、措規22の4①七、改正法附則1十一イ、47②、改正措規附則1五)	○ 文化財保護法、自然公園法又は自然環境保全法に係る措置について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地が買い取られる場合におけるその地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとされました。 ○ 農用地利用規程の特例に係る措置について、地域計画の特例に係る区域内にある農用地がその農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合の措置に改組されました。	博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令5.4.1）から施行されます。 基盤強化法等改正法の施行の日以後に土地等が買い取られる場合については、従来どおり適用されます。 なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布されていません。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①二十五、措規22の5①二十九、改正法附則1十一イ、47⑤、改正措規附則1五）	○ 適用対象となる農用地区域内にある農用地が協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合について、その農用地が地域計画の区域内にある場合に限ることとされました。	同上
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①二、措令39の6②、措規22の6②四イ、改正法附則1十一イ、47⑦、改正措令附則18、改正措規附則1五）	○ 農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業推進法の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組されました。	基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(旧措法65の5①三、旧措規22の6②④六、改正法附則47⑨)</p> <p>(旧措法65の5①四、旧措令39の6③、旧措規22の6③④七、改正法附則47⑩)</p>	<p>○ 適用対象から、次に掲げる場合が除外されました。</p> <p>イ 特定農山村法の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合</p> <p>ロ 林業経営基盤強化等法の規定による都道府県知事のあつせんにより、認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合</p>	<p>れていません。</p> <p>令4.4.1前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1前に行った土地の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (旧措法65の10①二、旧措規22の8①二、改正法附則47⑪)</p>	<p>○ 適用対象から、集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合が除外されました。</p>	<p>令4.4.1前に行った交換分合による土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例 (旧措法66の2、旧措令39の10の2、旧措規22の9の2、改正法附則47⑫)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に行った他の土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>